

告 示

埼玉県告示第六百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

越谷花田複合店舗

埼玉県越谷市花田二丁目二番地三、二番地四、二番地五

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取

締役 神代顕彰

東京都港区芝浦一丁目二番三号

（変更後）三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取

締役 西野敏哉

東京都港区芝浦一丁目二番三号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヨークマート 代表取締役社長 大竹正人

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社しまむら 代表取締役 鈴木誠

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

（変更後）株式会社ヨーク 代表取締役社長 大竹正人

東京都江東区青海二丁目五番十号

株式会社しまむら 代表取締役 鈴木誠

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

ハ 変更年月日

令和二年六月一日外

ニ 届出年月日

令和二年六月十二日

二 縦覧期間

令和二年六月二十六日から令和二年十月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年六月二十六日から令和二年十月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課